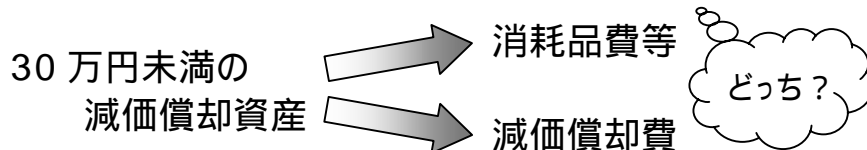


## < 少額減価償却資産と減価償却実施額 >

中小企業者に該当する法人又は協同組合等【 1】で青色申告書を提出している法人においては、平成 15 年 4 月より、取得価額が 30 万円未満の減価償却資産(少額の減価償却資産(取得価額 10 万円未満)の取得価額の損金算入、一括償却資産の損金算入の規定の適用を受けるもの、特別償却、法人税額の特別控除、措置法上の圧縮記帳の対象としたものは除かれます。)についてその事業年度において損金経理したときは、その事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されることになりました。

この制度の会計処理は、「損金経理」が要件で、「償却費として損金経理」することを要件としていませんので、中小企業においては、30 万円未満の減価償却資産については、消耗品費等として費用に計上されているケースが多くなっています。

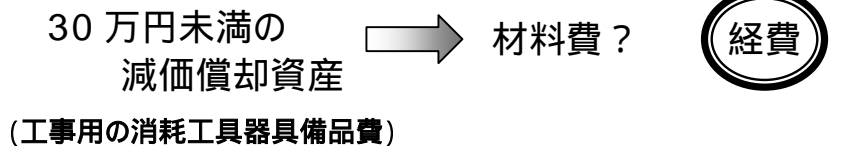


一方、経営事項審査では先月号と同じように減価償却費として費用計上していれば、減価償却実施額に該当することになります。【 2】

また、建設業用の財務諸表の科目の中には、「消耗品費」等の科目がありません。あるのは「事務用品費」です。事務用消耗品費や事務用備品費はこの科目に該当します。それでは、消耗工具等はどの科目に該当するのでしょうか。原価計算基準で工場消耗品費や消耗工具器具備品費は材料費になっていますので(原価計算基準八(一)4、5)、工事用の消耗工具器具備品費はこの基準に従えば材料費になります。

建設業用財務諸表では、材料費は「工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)」【 3】となっており、工事用の消耗工具器具備品費は材料費に含まれず、経費に含まれると考えられています。

ところが、比較的金額が大きい割には経費の科目、細目、具体例にも明示されていないのです。随分曖昧な取り扱いですが、材料費となると付加価値対固定資産比率(X12)に影響がでます。




そうすると、いろいろ悩んでいるより 30 万円未満の資産を消耗工具器具備品費とせず、減価償却する(科目は機械等経費(機械等損料、機械等減価償却費(配賦額)等))のも、ひとつの方法かも知れません。キャッシュ・フロー対売上高比率(X3)がよくなるのですから。

WISENET編集部 松村 清(税理士)

【 1】中小企業者：ここでは、資本金が1億円以下の法人(大規模法人に支配されている会社は除かれます。)又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1000人以下の法人のことをいいます。

【 2】経営事項審査の事務取扱いについて(通知)[平成16年6月25日国総建第90号]では、減価償却実施額とは、「審査対象営業年度における未成工事支出金その他の棚卸資産に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用計上した額をいう。」とされています。

【 3】「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件」



弊社 100% 出資子会社 **ワイズ公共データシステム株式会社** <経営状況分析申請> 受付中! 詳しい資料請求は下記にてどうぞ!  
 お電話 <026-232-1145> FAX <026-232-1190> e-mail <[info@wise-pds.jp](mailto:info@wise-pds.jp)>

**1社1社に合わせたコンサルティングが好評 ISOに関するお問い合わせ・ご相談等も承っております。**

- ISO コンサルティングについてデモ希望(無償)
- ISO コンサルティング資料請求(無償)
- ISO コンサルティング見積希望(無償)
- Wisdom 資料請求(無償)
- Wisdom デモ CD 希望(無償)
- 送信先宛名変更(右欄に変更後の宛名をご記入ください)
- 今後「Wise FAXNET」送信不要
- 今後「Wise FAXNET」メール送信に変更希望

資料・デモをご希望の方は、下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名とご担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名	
ご担当者様	ご役職・部署名
TEL	FAX
今後メールでの送信をご希望される場合は下記にアドレスをご記入下さい。	
e-mail	